

## 社会福祉法人 愛光会 役員等に対する報酬及び費用弁償費規程

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人 愛光会役員等(理事・評議員・監事をいう。以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償費並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 役員等の報酬(以下「報酬」という。)の額は、勤務1回につき5,000円とする。(評議員の報酬は各年度で総額200,000円を超えない範囲とする)

### (理事長報酬の額)

第3条 平成29年6月15日評議員会において理事長としての職務を遂行するため、理事長報酬として月額700,000円を支給し、給与規程は、愛光会職員の例による。

2 理事長の辞任においては功労金を送るものとする。その額については理事会の決定による。

### (理事長の職務)

第4条 「施設長の任免その他の重要な人事」を除く職員を任免すること。

2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

3 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他止むを得ない特別の理由があると認められるもの。  
なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は理事会において選任する他の理事が専決する。

4 設備資金の借入に係わる契約であって予算の範囲内とする。

なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は理事会において選任する他の理事が専決する。

5 建設工事請負や物品納品等の契約のうち次のような軽微なもの。

ア 消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入

なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は理事会において選任する他の理事が専決する。

- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  
なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は理事会において選任する他の理事が専決する。
- 7 損害その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は破棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  
なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は理事会において選任する他の理事が専決する。
- 8 予算上の予備費の支出。
- 9 利用者の日常の処遇に関すること。
- 10 利用者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11 寄付金の受入に関する決定。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(理事長の勤務時間)

第5条 出勤時間 9:00 退勤 12:00

- 2 月曜から金曜までを出勤日とする。休日は土曜・日曜・祝祭日及び12月29日～1月3日とする。

(役員である者の特例)

第6条 役員等がかつ社会福祉法人 愛光会職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第7条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、愛光会旅費規程別表を適用する。

(旅行命令)

第8条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第9条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、あいこう職員の例による。

## 附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成24年4月1日に一部改訂して施行する。
3. 平成27年4月1日に一部改訂して施行する。
4. 平成29年6月15日に一部改訂して施行する。